（様式第15号）第16関係

番　　　号

年　月　日

地域振興局長　様

補助事業者の名称及びその長の氏名

ふるさと信州寄付金等活用山岳環境保全事業補助金

により取得した施設に係る財産処分承認申請書

　　年度に標記補助金により取得した　　　　　　に係る財産等について、下記のとおり処分したいので申請します。

記

１　処分の種類

転用 ・ 譲渡 ・ 交換 ・ 貸付・ 取壊し ・ 廃棄

２　処分の概要

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助事業者 | | 施設名 | | | | 所在地 | | | |
|  | |  | | | |  | | | |
| 施設（設備）種別 | | 建物構造 | | | 処分に係る  建物延面積 | | 建物延面積の全体 | | |
|  | | 造 | | | ㎡ | | ㎡ | | |
| 補助金相当額 （処分に係る部分の額） | | | 補助金額  全体 | | 総事業費 | 補助  年度 | | 処分制  限期間 | 経過  年数 |
| 円  （　　　　　　円） | | | 円 | | 円 | 年度 | | 年 | 年 |
| 処分の内容 | | | | | | | 処分予定年月日 | | |
|  | | | | | | |  | | |
| 譲渡予定額 | 評価額 | | | 評価額の算出方法 | | | | | |
| 円 | 円 | | | 定率法　・　定額法　・　不動産鑑定額 | | | | | |

３　経緯及び処分の理由

４　承認条件としての納付金　（　有　・　無　）

有の場合は、環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準第３の該当項目

無の場合は、環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準第４の１の該当項目

５　添付資料

・対象施設の図面（補助対象部分、面積を明記したもの）及び写真

・補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し（保管されていない場合は交付額を確認できる決算書でも可）

・その他参考となる資料

（記入要領）

１　処分の種類　　いずれか該当するものを○で囲むこと。

２　処分の概要

（１）「施設（設備）種別」には、補助金額確定時の補助対象施設（設備）名又は補助事業に係る施設（設備）名を記載すること。

（２）「建物構造」欄には、鉄骨鉄筋コンクリート、鉄筋コンクリート、ブロック造、鉄骨造、れんが造、石造等建物構造について記入すること。

例：○○施設を□□施設に転用。

○○施設の余裕部分（○○室）を□□事業を行う場所に転用。

○○法人○○に譲渡し、同一事業で継続。

○○設備が故障し修理不能となったため廃棄し、代替設備を自己財源で購入。

（４）「評価額」欄には、減価償却後の額を記載し、「評価額の算出方法」欄では、当該評価額の算出方法等（定率法、定額法又は不動産鑑定額）を○で囲むこと。

３　経緯及び処分の理由

財産処分をするに至った経緯と理由を記載すること。

なお、地方公共団体が補助事業者等であって財産処分に伴い用途を変更する場合には、処分対象財産に係る更なる需要増が見込めないことなど、地域における関係施策の推進に支障がない旨を確認し、その旨記載すること。

４　承認条件としての納付金

環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準の第３の規定により、国庫納付に関する条件が付される場合は「有」に、条件が付されない場合は「無」を○で囲むこと。

その上で、承認を求める財産処分が該当する承認基準中の該当項目を「第３（１）イ（ア）」、「第４の１（１）ａ」のように記載すること。

５　添付書類

（１）対象施設の全部を譲渡又は貸付する場合には、対象施設の図面や写真は添付しなくても構わない。

（２）補助施設建設工事完了の検査済証、備品納品書、補助施設の事業廃止を証明する資料など、経過期間の確認ができる資料の写しを必ず添付すること。

（３）その他参考となる資料については、適宜当該財産処分の内容や理由を補足する資料を添付すること。